

地方公共団体における行政改革の推進

- 地方分権や財政構造改革が進められる中、一層の地方行革の推進が求められることから、地方分権推進委員会の第2次勧告を踏まえ、平成9年11月、新しい「指針」を策定した。
- 新しい「指針」においては、行革大綱を見直し、数値目標の設定等取組内容の充実を図るとともに、これを住民によりオープンにしながら、一層の行政改革の推進に努めることを強く求めている。

① 地方行革の新しい指針のポイント

- (ア) 行政改革の一層の推進を
 - ・ 行政改革大綱の見直しは早い時期に
 - ・ 各年度の取組内容を具体的に示した実施計画の策定
- (イ) 数値目標の設定等により具体的で目に見える取組を
- (ウ) 住民によりオープンに
 - ・ 積極的広報と住民意見の反映
 - ・ 公正の確保と透明性の向上
- (エ) 地方分権の推進に応じた新たな視点に立った取組を
 - ・ 自己責任の下での自ら考える行政運営
 - ・ 事務事業の簡素効率化・総合化
 - ・ 組織機構の自主性発揮と適切な定員管理
 - ・ 総合的な人材育成
 - ・ 市町村等への権限委譲
- (オ) 財政の健全化に向けた取組を
 - ・ 既に計画・着手した事業等の必要性等のチェック
 - ・ 会館等の有効活用、利用見込みや重複等のチェック
 - ・ 補助金等の総額抑制
 - ・ 公共工事のコスト縮減
- (カ) 施策の重点的な推進を図りつつ、一層簡素で効率的な行政システムを
 - ・ 施策の重点的推進
 - ・ 民間委託、規制緩和の推進
 - ・ 定員管理の適正化（定員縮減と増員抑制）
 - ・ 給与の適正化
 - ・ 組織・機構の簡素効率化と外郭団体の統廃合等
- (キ) 広域的な視点に立った積極的な取組を
 - ・ 広域連合の活用等広域的な行政体制の強化
 - ・ 広域的人材確保・研修、人事交流、広域的情報ネットワークなど
- (ク) サービス精神と経営感覚、首長のリーダーシップと職員の意識改革、住民の参画などを基本姿勢に

② 地方行革の概況

- (ア) 行政改革大綱において定員管理の数値目標を設定・公表する団体の状況
 - ・ 都道府県・・・平成13年3月末までに100%（47団体中47団体）
 - ・ 指定都市・・・平成13年3月末までに100%（12団体中12団体）
 - ・ 市区町村・・・平成13年3月末までに49.7%（3,238団体中1,608団体）
- ※ 平成13年3月末現在で調査
- (イ) 定員管理・給与の適正化
 - ① 地方公務員数・・・317万1,532人（平成13年4月現在）
 - ※ 対前年比▲32,765人、7年連続減少
 - ② ラスパイレス指数・・・100.5（平成13年4月現在全国平均）
 - ※ 27年連続低下、全団体の75.9%（2,501団体）が100未満

平成13年度以降の地方行革の具体的な取組事例（抜粋）

平成14年3月31日現在

◆青森県

- 県のホームページに申請書、届出書等の様式を提供する専用コーナーを設置
- 本庁の部相当組織を8部1室から7部に、課相当組織を72課・室から57課・室に再編
- 全庁的な事務事業の整理合理化（818件△130億円）及び県単独補助金の整理合理化（122件△13億円）
- 公社等について、2公社等を統合し1公社へ。また、1協会を廃止
- 運転免許証更新の即日交付窓口業務（八戸警察署）を民間委託
- 市町村へ11件の事務権限を移譲

◆群馬県

- 全庁的な事務事業の見直し（1,522件△112億円）
- 定員管理の適正化により206人の削減（一般行政部門69人 教育部門137人）
- 公務能率の向上により、時間外勤務の前年度比1.1時間/月の短縮
- 押印の廃止（29様式）、手続きの簡素化（4件）により、申請時の県民の負担を軽減
- 4種類に分かれていた農政関係出先機関を廃止し、農業総合事務所を設置
- 政策に関する県民アイデアを募集（365件の応募のうち、41提案を事業化）

◆愛知県

- 定員管理の適正化により平成11年度から平成13年度までに919人（削減率6%）を削減、さらに平成20年度までに2,000人程度の定員を削減
- 事務事業の廃止、縮小又は統合（93件△69億円）
- 電話交換業務、給食業務、看護補助業務等を民間に委託（△24人）
- 保育大学校、鞍ヶ池ロッジの廃止等、公の施設の抜本的見直し
- 県単独補助金の廃止（26件△4.4億円）
- 県関係団体の職員数を75人削減（削減率5%）
- 県の事務のうち自然公園法に基づく申請書等の受付事務等40項目124事務を市町村に移譲

◆兵庫県

- 公的規制を改善・合理化の推進（規制の廃止・緩和7件を含む167件）
- 地方機関を県民局の内部組織として統合するとともに、これまでの6局から10局に組織を再編
- 本庁から県民局への事務移譲（150項目）及び業務量増に伴う人員の再配置の実施
- 中間職制（副参事、副所長等）の廃止
- 設置目的が達成された審議会等の廃止（15機関）
- 全職員の定期昇給を12ヶ月延伸し、管理職全員の管理職手当を3%減額
- 芦屋・淡路の各ユースホステルを廃止、青年の山・淡路ファームパークを市町に移譲・無償貸付

◆愛媛県

- 行政評価システムの本格導入（評価対象：238事業）
- 県独自による市町村への権限移譲（47法令等関係278事項）
- 条例・規則に基づく申請等事務手続の簡素化（342件）及び認印の押印の廃止等（804件）の実施
- 「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」の制定
- 一般行政部門職員の計画的な定員管理により平成11年度から平成13年度までの3年間で99人を削減
- 決裁権限を下位権者及び地方機関へ委譲（13件）
- 委員会・審議会等のスクラップ・アンド・ビルドを徹底（29件を統廃合）

平成13年度以降の地方行革の具体的な取組事例（抜粋）

平成14年3月31日現在

◆札幌市

- 適正な定員管理の推進により354人の職員を削減、併せて管理職38ポストを削減
- 施策の充実及び組織効率化のために、本庁機関4部を2部に統合
- 適正で効率的な契約事務を進めるため、建設局の工事契約部門を財政局の契約管理部門へ移管し、契約部門を一元化
- 工事等に係る入札制度の透明性、公平性、客観性及び競争性をより向上させるための要綱・要領等を制定
- 市例規集のデータベース化及びホームページへの掲載
- 本庁舎電話案内及び交換業務の一部民間委託を実施
- 補助金、負担金の廃止・縮小（補助金29項目、負担金29項目）

◆横浜市

- 既存事務事業の全てについて見直しを行い、100億円を削減
- 電子市役所の実現に向け、庁内LANを区役所を含め全庁的に整備し、これらを相互に接続するネットワークを構築
- 組織のスクラップアンドビルドにより34機構（課以上）を削減
- 区役所福祉部と保健所を統合し福祉保健センターを設置
- 職員配置の見直しにより102人の職員を削減
- 外郭団体の役員数を20人削減（この削減で行革推進計画（5ヶ年で実施）の当初目標を100%達成）
- 区役所戸籍課における証明発行専用の窓口を増設
- 地区センター、老人福祉センターを無休化

◆神戸市

- 組織のスクラップアンドビルドにより29ポストを削減
- 52業務に係る特殊勤務手当を廃止
- 全職種・学歴区分について初任給基準を一号引き下げ
- 区の庶務事務、窓口業務、電話交換業務の職員を嘱託職員に振替
- 外郭団体の経営者に民間の人材を活用
- 各種申請手続きの情報と申請用紙をインターネットで提供
- 客観的事業評価基準の適用結果を踏まえて、公共施設の運営体制を見直し（2.5億円削減）

◆宇都宮市

- 市長が直接参加する「まちづくり懇談会」を市内10カ所で開催（参加者738人、要望件数204件）
- 乳幼児検診を休日に実施（2会場）
- 29審議会が53回の会議及び会議録を公開
- コンビニエンスストアで水道料金等の徴収を実施
- 保健委員制度を13年度末で廃止
- 小中学校22校で、学校書記を正規職員から嘱託員に切り替え（その他合わせて42人の職員を削減）

◆熊本市

- 補助金の見直し（平成10年度～13年度の累計56件、1.2億円削減）
- 養護老人ホーム「明生園」「明飽苑」の管理運営を社会福祉法人・熊本市社会福祉事業団に委託
- 管理職手当をライン職とスタッフ職とで区分し、業務内容、責任の程度等に応じて支給
- 職員数の適正化により、平成9年度から平成13年度までに286人を削減（平成13年度は△86人）

地方公務員数の状況

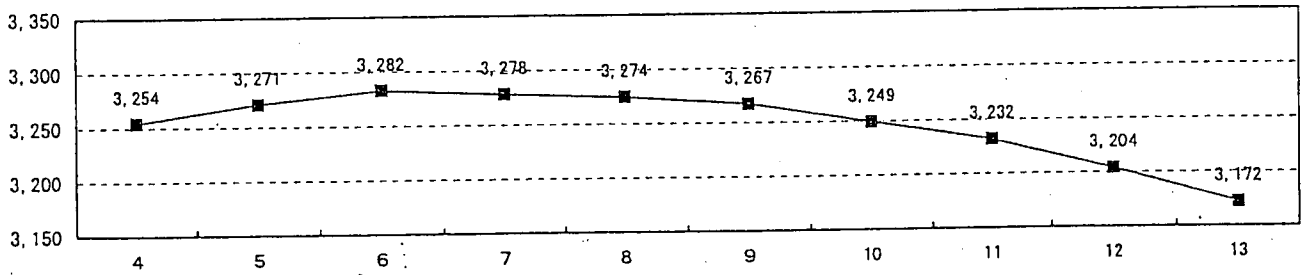
地方公務員の総数は、平成13年4月1日現在で317万1,532人と、平成7年から7年連続して減少し、対前年減少数は3万2,765人と過去最大。

(職員総数の内訳)

都道府県	164万8,467人	(52.0%)
市区町村組合	152万3,065人	(48.0%)

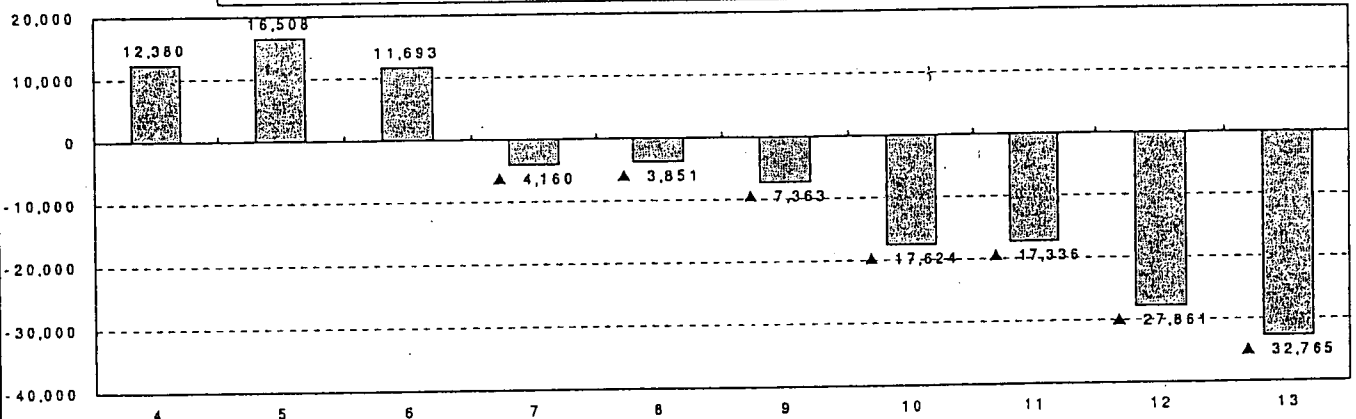
地方公共団体総職員数の推移(平成4年～平成13年)

(単位:千人)

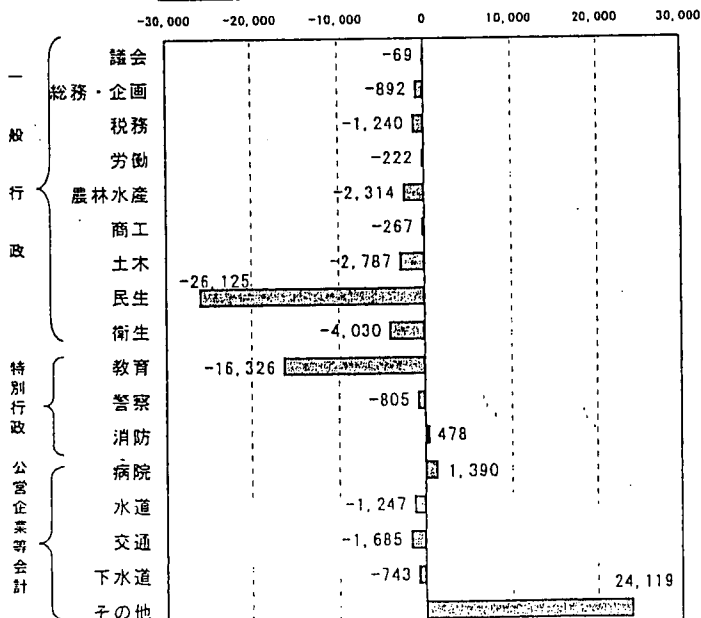


地方公共団体職員数の対前年増減(平成4年～平成13年)

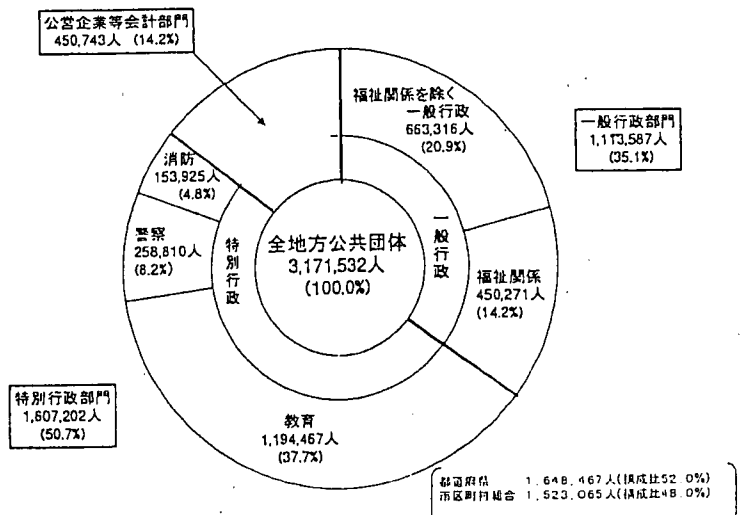
(単位:人)



行政分野別地方公務員の増減数
(平成13年4月1日～平成12年4月1日)



部門別職員数(平成13年4月1日現在)

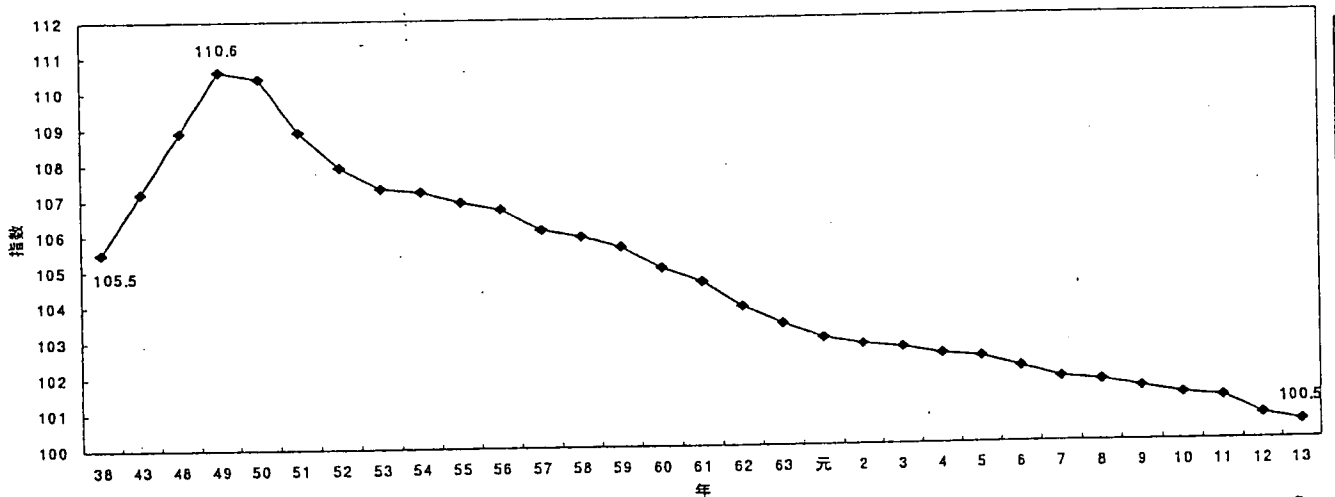


注: 最近区分の変更により、介護サービス事業に従事する職員23,147人が一般行政部門から公営企業等会計部門に移動。

地方公務員の給与水準

- ラスパイレス指数で見ると、地方公務員の給与水準は、昭和 50 年以降 27 年間一貫して低下しつづけており、全地方公共団体平均（職員数による加重平均）で 100.5 となっている。
- ラスパイレス指数の分布状況は、逐年低い階層に移行している。ラスパイレス指数 110 以上の団体は、平成 6 年以降皆無となっており、昭和 49 年当時（793 団体）と比べ、着実に適正化が進んでいる。また、ラスパイレス指数 100 未満の団体は、平成 13 年には、全団体の 3/4 に相当する 2,501 団体（全団体の 75.9%）となっている。

ラスパイレス指数(全地方公共団体の推移)



ラスパイレス指数の分布状況の推移

